

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった平成30年6月26日付けで処分庁が行った非公開決定（以下「本件処分」という。）及び本件審査請求に対する審査庁の裁決案は、共に適法かつ妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

本件事案は、平成29年度において市が支出した「松原がんばる市民応援金」の交付申請書（以下「交付申請書」という。）（291件）につき情報公開請求がなされ、処分庁が出場（出展）者名等を非公開としたところ、審査請求人が不服を申し立てたものである。

審査請求人の主張は、交付申請書を提出した者のうち特定の3名については、市ホームページ等にて市自らその氏名等を公表していることから、個人情報であっても、松原市情報公開条例第7条第1号ただし書イの規定により公開すべきであり、これらの者の氏名等を非公開とした本件処分は誤っているというものである。

3 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、市ホームページ等には個人が特定の大会等に出場したこと等は記載されているものの、がんばる市民応援金に係る情報は記載されていないため、審査請求人の主張は失当であり、交付申請書における個人を識別できる記述を非公開とし、当該記述を除いた部分のみ公開した本件処分は適正になされているというものである。

4 審査会の判断

審査会において確認したところ、処分庁の主張どおり、市ホームページ等には個人が特定の大会等に出場したこと等は記載されているものの、がんばる市民応援金に係る情報は何ら記載されていないことが認められた。

よって、審査請求人の主張は失当であり、処分庁が非公開とした部分は松原市情報公開条例第7条第1号に該当し、同号ただし書に該当しないと認められ

ることから、本件処分は適法かつ妥当である。

ただし、裁決書案の「理由」「1 松原がんばる市民応援金の交付に係る公表の有無について」中、「そのような事実はなく」という部分については、「がんばる市民応援金の交付申請者の氏名等を、市ホームページ等にて市自ら公表している事実はない」との意味が明確でないため、より分かりやすい表現に改めるよう提言する。

また、同「理由」「3 審査請求人の職員に対する苦情について」中、「そもそも行政不服審査法に基づく不服申立ての対象ではなく、よって審理を行う必要はない」という部分については、「処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立てではなく、不適法なものである」等、より法的な表現に改めるよう提言する。

## 5 まとめ

以上により、上記1のとおり答申するものである。

以上